



令和元年度
活動報告

Institutional Research and Evaluation Center

秋田大学評価・IRセンター

基本理念と基本的目標

◎基本理念

1. 國際的な水準の教育・研究を遂行します。
2. 地域の振興と地球規模の課題の解決に寄与します。
3. 国の内外で活躍する有為な人材を育成します。

◎基本的目標

国立大学法人秋田大学の第3期中期目標

(前文) 大学の基本的な目標

秋田大学は、知の創生を通じて地域と共に発展し、地域と共に歩むという存立の理念を掲げ、豊かな地域資源を有する北東北の基幹的な大学として、その使命である教育と研究を推進する。

この見地から本学は、独創的な成果を世界に発信しつつ、国内外の意欲的な若者を受け入れ、優れた人材を育成するため、地域や世界の諸機関との連携による柔軟な教育研究体制の構築を推進する。

全地球的な視野を持ちつつ、諸課題に正面から向き合い、地に足をつけて行動できる規範意識を内在させた社会人を育成するためには、充実した教養と専門、さらには分野融合的な教育が不可欠である。そこで、本学の国際資源、教育文化、医、理工の四学部は、固有のミッションに基づく専門領域と諸学諸組織との融合を通じて、地域社会の持続的な発展を担う専門的職業人と国際社会で活躍する高度専門職業人及び学術研究者を育成する。

こうした基本認識に立って、本学は学生と教職員との全学的な知の交わりが躍動する、学修者を中心の大学たることを目指す。

以上のような理念に基づき、活動の基本的な目標を以下に定める。

1. 教育においては、質の国際通用性を高め、地域と世界の諸課題の解決に取り組む人材を育成する。

2. 研究においては、地域の特性を活かした研究とグローバルな課題に対応する研究に取り組むことにより、イノベーションの創出を推進し、その成果を継続的に地域と世界に発信する。
3. 社会連携においては、教育研究成果を地域社会に還元し、地域と協働した地域振興策の取組を推進するとともに、地域医療の中核的役割を担う。
4. 国際化においては、資源産出国を中心とした諸外国の留学生・研究者との学術交流を推進するとともに、学生や教職員の海外留学・派遣を促進する。
5. 大学経営においては、学長主導の下、学生及び教職員一人ひとりの活力を相乗的に高めた組織文化を浸透させ、透明性を確保した健全で効率的な大学経営を目指す。

中期目標

- I 大学の教育研究等の質の向上
- II 業務運営の改善及び効率化
- III 財務内容の改善
- IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供
- V その他業務運営

に関する目標を達成するためにとるべき措置として、中期計画を設定しています。

本学の中期目標・中期計画の全文は
〈ホームページ〉 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_target.html
からご覧いただけます。

目 次

基本理念と基本的目標

卷 頭 言	副学長（評価・IR担当） 評価・IRセンター長	上 田 晴 彦	1
特 別 寄 稿	山形大学 学術研究院 教授（IR担当）	藤 原 宏 司	2
評価委員からの寄稿	秋田県立大学副理事長	高 橋 誠 記	3
○国立大学法人評価委員会による			
平成30年度に係る業務実績に関する評価結果			4
○令和元年度業務活動記録			
○評価・IRセンター広報（No.51、52）			10
○評価・IRセンター平成30年度自己評価書			15
○評価・IRセンターの構成と関係規程等			
· 評価・IRセンターの体制、組織			30
· 評価・IRセンター運営委員会委員名簿			31
· 評価・IRセンター評価委員会委員名簿			31
· 評価・IRセンター（IR部門）名簿			32
· 総務企画課評価・IR室名簿			33
· 秋田大学評価・IRセンター規程			34
· 秋田大学評価・IRセンター運営委員会実施細則			35
· 秋田大学評価・IRセンター評価委員会実施細則			36
評価・IRセンター所在地			38

卷頭言

副学長（評価・IR担当）

評価・IRセンター長 上田 晴彦

皆様におかれましては、日頃から評価・IRセンターの活動に多大なご支援並びにご理解を頂いておりますことを、感謝申し上げます。お陰様で、ここに令和元年度の秋田大学評価・IRセンター「活動報告」を発行することができました。評価・IRセンター長として、厚く御礼申し上げます。

令和元年度における評価・IRセンターの評価業務に対する主な活動は、以下の通りです。評価関係では、例年おこなっている法人評価関連の業務を滞りなくおこないました。また令和2年度に受審予定の認証評価に対応するため、大学改革支援・学位授与機構に対して事前の個別相談をおこなうなど、順次対応を進めています。さらに同じく令和2年度に実施される第3期中期目標の中間評価に対しても、準備を進めています。

次にIR関係では、以下のことをおこないました。まず平成30年度に新たな教員活動評価制度を導入しましたが、評価内容をブラッシュアップすることで不具合を無くし、より透明性や公平感のある評価制度となるよう改善しました。また新たな大学情報データベースの構築に向けた取り組みをおこない、先に述べた教員活動評価制度を組み入れた新システムを、現在構築しています。

以上が本年度の評価・IRセンターの主な活動状況ですが、息子が大学生となったためでしょうか、日々の評価・IR業務をおこなうなかで、最近は自分の学生時代について思いを巡らすことが多くなりました。私が国立大学の学生だった頃はのんびりしており、授業は通年制だった上にシラバス等もなく、休講も多かったと記憶しております。しかし私が大学教員となった時には、多くの大学でセメスター制が採用されており、さらに近年はクオーター制の授業もおこなわれるようになりました。こうなるととてもあわただしく、綿密に授業計画を立ておかないと（つまりきちんとしたシラバスを事前に作っておかないと）、教授すべき内容を伝えきれず、中途半端な授業になってしまいかねません。さらに大学教員は学生からの授業評価も受けねばならず、大学での学びの様子は根底から変わってしまったとつくづく思います。

このような大学の変化は、授業風景だけではありません。皆様もよくご存じのように、独立法人化前のかつての国立大学の時代においての運営交付金は、毎年ほぼ決まった額が各大学に配分されていました。しかし2004年度に国立大学が法人化される少し前から競争政策を国が導入することによって、この仕組みは大きく変更されることになってしまいました。現在では「国立大学法人評価に基づく配分」および「重点支援評価に基づく配分」の2つからなる評価に基づく配分がおこなわれており、国立大学法人は本格的な大競争時代に入ったといってもよいと思います。

残念ながら評価に基づく配分がおこなわれてまだ日が浅いため、評価指標が毎年のように変わり、各国立大学法人は右往左往している状態が続いています。このような動きを評価・IRセンター長として眺めていると、評価というのは本当に難しいということを痛感させられます。評価・IRセンターは秋田大学の今後についても大いなる危機感を持って、このような時代に必要不可欠となる評価・IR活動を進めていくつもりでおります。これまで以上のご支援とご協力を、心からお願い申し上げます。

特別寄稿

I R (Institutional Research) って何でしょう？

山形大学

学術研究院教授（I R担当） 藤 原 宏 司

筆者は、フロリダ州立大学の大学院で I R (Institutional Research) について学び、ミネソタ州立大学機構ベミジ州立大学 (BSU) およびノースウェスト技術短期大学 (NTC) で I R と I E (Institutional Effectiveness) を実践した後、2016年8月に、山形大学の I R 担当者として着任しました。

米国の I R 担当者の間で有名な笑い話として、「I R 担当者にとって最も難しいことは、自分の仕事について説明することだ」というのがあります。筆者も、BSU/NTCに就職が決まったことを両親に報告した際、「I R 担当者って何をするの？」と聞かれ、困った経験を持っています。皆さんだったら、どう説明されますか？

現在、日米で広く受け入れられている I R の定義は、「I R とは、教育研究を含む大学経営における意思決定の支援機能である」と要約できます。しかし、この定義はあまりにも抽象的すぎるため、I R の専門家以外には残念ながら理解できません。「意思決定を支援している人」と言われてもイメージできないと思います。

筆者の BSU/NTC 時代の上司である Douglas Olney 博士は、I R 担当者を「データに関する何でも屋」と良く例えていました。日本の大学では、「○○ I R」のような、扱うデータを制限して活動する I R の形態が見られます。他方、米国における I R 部署では、学内外における様々なデータが分析の対象です。退学者の予測モデル構築と並行作業で教育プログラムのコストパフォーマンス計測用 KPI (Key Performance Indicators) を開発したり、雇用者アンケートの分析レポートを提出した翌日に、教室の稼働率・充足率に関するプレゼンテーションをしたりと、実に幅広い I R 活動を展開しています。データがある所には、必ず I R の仕事がある。このような感覚で業務を行っていました。

筆者は、2013年11月に、日本における講演の機会をはじめて得ました（大学評価コンソーシアム勉強会「米国における I R 実践を通して考える日本型 I R」）。その時にお話したことと重複するのですが、I R 部署の基本的な役割は、大学における「データの総合案内所」になることだと考えています。I R 担当者は、そこで働くデータの案内人です。この考えは当時から変わっていません。データに関して知りたいことや分からぬことがあったら、まずは I R 部署に聞いてみる。このような信頼を学内から得ることが、その大学における I R 部署がやるべき第一歩だと思うのです。

山形大学における I R 部署は、上記のような「データの総合案内所」を目指しています。そのためには、大学を取り巻く多様なデータに精通する必要があります。現在は、公開データを含む大学データを可能な限り I R 部署に収集・集約して、山形大学の現状を分かりやすく可視化することを第一のミッションとしながら、学内外のデータについて勉強しています。終わりは見えませんが、このような基本の積み重ねが学内からの信頼を育み、「意思決定の支援」に繋がっていくのではないかでしょうか。

— 評価委員からの寄稿 —

IRの見える化

秋田県立大学副理事長 高橋誠記

平成30年5月から、秋田大学評価・IRセンター評価委員を務めております。秋田大学の重要な委員会に参画させていただくのは大変光栄なことと考え、上田センター長からの要請をお受けしました。唯一の外部委員という立場を心得ながら出席するようになりますが、丁寧に情報を積み上げて作成された資料と、ペーパーレスでの手際の良いセンター長の議事運営に、いつも感銘を受けております。

私がIR（institutional research）を初めて知ったのは、平成26年になってからです。文科省の同僚が、自らまとめたIRをテーマとするペーパーを読ませてくれました。大切な機能ではあるが、リサーチというほどの大業なものではないだろうとの印象を持ったことを鮮明に覚えています。2年間、高等教育から離れていたとはいえ、某国立大学、某国公立高専で評価委員会をまとめた経験がある者としては、認識不足だったと思っています。

IRの用語について、中教審の「大学のガバナンス改革の推進について」（平成26年2月）では、「教育、研究、財務等に関する大学の活動についてのデータを収集・分析し、大学の意思決定を支援するための調査研究」とされていますが、どのような組織であっても、EBPM（Evidence-based Policy Making）的手法の重要性は共通であり、IRは、大学関係者が日常業務で実践し、その必要性についてそれぞれに意識していたことを、共有化し、見える化する便利な用語と考えることができます。

大学設置基準の大綱化は、大学の自由裁量の幅を広げ、その後、質保証の仕組みについても「事前規制から事後チェックへ」という方針になりました。その先に、教育の質保証の枠組や進め方を法令で規定したり、認証評価の基準を通じて義務化する方向があります。第3期の認証評価の基準に必須として省令化された「大学における教育研究改革等の見直しを継続的に行う仕組（内部質保証）」は、中教審の「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」（平成30年11月）においても重要な課題とされ、「教学マネジメント指針」のとりまとめへと進んでいます。平成28年度から始まる中期計画で、IRに言及した国立大学法人は、それまでの1法人から69法人に急増したという国立情報学研究所の調査結果があり、こうした流れからも、さらに増加しているものと想像します。

教育の質保証のために、ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの各ポリシーを定め、これらの実現を担保する仕組みとこれを支えるIR機能を整備する方向は、論理的に正しいと思います。しかし、認証評価機関から「評価基準を満たしている」という評価を得る必要要素だから機能を整備するという方向では、コスト意識が高まってしまいます。社会学者のマーチン・トローが言う高等教育の進学率が50%未満のエリート、マス時代に学生生活を送った者の感想として、ユニバーサル時代に入った学生が、論理的に正しい大学教育の質保証の仕組みを、積極的に受け止め、主体的に学修に取り組むことになれば素晴らしいことだと思っています。

秋田県立大学でも、昨年7月からIR推進センターを設置し、私がセンター長を務めます。秋田大学の運営に学びながら、機能の充実に努めていきたいと考えております。

平成30年度に係る業務の実績に関する評価結果

国立大学法人秋田大学

1 全体評価

秋田大学は、豊かな地域資源を有する北東北の基幹的な大学として、知の創生を通じて地域とともに発展し、地域とともに歩むという存立の理念を掲げており、独創的な成果を世界に発信しつつ、国内外の意欲的な若者を受け入れ、さらに、地域や世界の諸機関との連携による柔軟な教育研究体制の構築を推進することにより、全地球的な視野を持ちつつ、諸課題に正面から向き合い、地に足をつけて行動できる規範意識を内在させた社会人の育成を目指している。第3期中期目標期間においては、教育の質の国際通用性を高め、地域と世界の諸課題の解決に取り組む人材を育成すること等を目標としている。

この目標の達成に向け、学長のリーダーシップの下、大学院教育プログラムの充実と国際的研究活動の展開を目的として、パジャジャラン大学（インドネシア）と大学間協定並びに国際資源学研究科資源地球科学専攻（博士前期課程）とのダブルディグリー・プログラム協定を締結するなど、「法人の基本的な目標」に沿って計画的に取り組んでいることが認められる。

（「戦略性が高く意欲的な目標・計画」の取組状況について）

第3期中期目標期間における「戦略性が高く意欲的な目標・計画」について、平成30年度は主に以下の取組を実施し、法人の機能強化に向けて積極的に取り組んでいる。

- 大学院教育プログラムの充実と国際的研究活動の展開を目的として、パジャジャラン大学（インドネシア）と大学間協定並びに国際資源学研究科資源地球科学専攻（博士前期課程）とのダブルディグリー・プログラム協定を締結するほか、アラブ首長国連邦大学（アラブ首長国

連邦）と大学間協定を締結し、同大学内に共同研究室を設置することにより、中東地域における教育研究活動及び共同研究の実施等で活用していくこととしている。（ユニット「資源学分野を核とするグローバル化の推進」に関する取組）

2 項目別評価

＜評価結果の概況＞

	特筆	一定の注目事項	順調	おおむね順調	遅れ	重大な改善事項
(1)業務運営の改善及び効率化			○			
(2)財務内容の改善			○			
(3)自己点検・評価及び情報提供			○			
(4)その他業務運営			○			

I. 業務運営・財務内容等の状況

（1）業務運営の改善及び効率化に関する目標

- ①組織運営の改善 ②教育研究組織の見直し
③事務等の効率化・合理化

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

（理由）年度計画の記載13事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるとともに、下記の状況等を総合的に勘案したことによる。

平成30年度の実績のうち、下記の事項について注目される。

○ 新たな教員活動評価制度の導入

平成30年度から新たな教員活動評価制度を導入し、年俸制適用教員と年俸制適用教員以外の教員とを、個人の活動実績としての「教育」「研究」「診療」「社会貢献」「産学連携」「国際」「管理・運営」の7領域及び組織目標への貢献度を共通の指標として評価が実施できるようになり、より透明性や公平感のある評価制度に改善されている。

(4) その他業務運営に関する重要目標

- ①施設設備の整備・活用等 ②安全管理 ③法令遵守等

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載10事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

(2) 財務内容の改善に関する目標

- ①外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加 ②経費の抑制 ③資産の運用管理の改善

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載5事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

- ①評価の充実 ②情報公開や情報発信等の推進

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載2事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

II. 教育研究等の質の向上の状況

平成30年度の実績のうち、下記の事項について注目される。

○ 成績評価ガイドラインの策定

成績評価の厳格性・公平性を保証する上で重要な要素となる成績評価方法や成績分布基準などについて定めた「秋田大学成績評価ガイドライン」を策定している。同ガイドラインにおいて、成績評価方法については授業形態に応じ原則として2つ以上の測定手法を用いて多面的・総合的に評価すること、評価は原則としてルーブリックに基づいて行うこととし、教員向けの授業マニュアルに掲載して周知を行っている。

附属病院関係

(教育・研究面)

○ 女性医師・学生に対するキャリア支援、職場復帰支援

女性医師や女子学生へのキャリア支援や職場復帰支援のため、あきた医師総合支援センター及び秋田県医師会と連携し「医学生・研修医をサポートする会」を実施するなど、キャリアパ

ス設計支援や各種制度の周知を行うことにより、平成30年度の女性医師育休取得率は83%、復帰率は100%となっているほか、短時間勤務者も年々増加しているなど、ワークライフバランス、男女共同参画の実現に向けて積極的に取り組んでいる。

(診療面)

○ がん根治手術の低侵襲化の推進

主要ながんに対する鏡視下手術を積極的に実施することとしており、例えば、食道がんに対するロボット支援手術による実績は、平成29年度3件から平成30年度20件へ大幅に増加するとともに、前立腺がんでは全例をロボット支援手術にて実施するなど、がん根治手術の低侵襲化を推進している。

○ 感染症対策活動に向けた取組の推進

医学部附属病院の総合診療・検査診断学講座が中心となって組織する秋田県感染対策協議会における取組が、「内閣官房主催第2回薬剤耐性（AMR）対策普及啓発活動表彰」において「薬剤耐性対策推進国民啓発会議議長賞」を受賞するなど、継続した感染症対策活動の社会貢献が評価されている。

(運営面)

○ エボラ出血熱発生を想定した取組

平成30年11月に秋田県保健所や秋田県警察と共同で、医師や看護師、保健所の職員や警察官など合計64名が参加し、エボラ出血熱に感染した疑いがある患者の発生を想定したエボラ出血熱対応訓練を初めて実施するなど、国際感染症対応に向けた取組を実施している。

◆業務活動記録

平成31年

4月1日

10日

【第1回評価・IRセンター研究IR部門ミーティング】

【第1回教育研究評議会】

- ・国立大学法人秋田大学の中期目標を達成するための計画（中期計画）の変更の認可について
- ・THE世界大学ランキング（日本版）について

【第1回役員会】

- ・国立大学法人秋田大学の中期目標を達成するための計画（中期計画）の変更の認可について

令和元年

5月8日

【第2回教育研究評議会】

- ・THE世界大学ランキング日本版2019 Student Survey(学生調査)結果の報告について

9日

【第1回教員活動評価審査会】

24日

IR情報収集 訪問調査（山形大学）

29日

【第1回評価・IRセンター評価委員会】

31日

IR情報収集 訪問調査（東京大学）

6月12日

【第3回教育研究評議会】

- ・平成30事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について
- ・国立大学法人評価委員会による平成30年度評価ヒアリングについて

24日

【第1回経営協議会】

- ・平成30事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について

【第4回役員会】

- ・平成30事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について

7月10日

【第4回教育研究評議会】

- ・THE世界大学ランキング日本版2019 Student Survey(学生調査)について

8月2日

IR情報収集 SRA東北主催大学情報活用フォーラムへ出席（宮城县仙台市）

21日

国立大学法人評価委員会ヒアリング（文部科学省）

26日

【第1回秋田大学情報データベース運営委員会】

【第1回秋田大学情報データベース運営委員会専門部会】

28日

IR情報収集 IRセミナーへ出席（東北文化学園大学）

9月11日

【第5回教育研究評議会】

- ・平成30事業年度に係る業務の実績に関する国立大学法人評価委員会のヒアリングの質疑応答について

		<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に実施する大学機関別認証評価の申請について ・THE世界大学ランキング日本版2019 Student Survey (学生調査)について ・大学情報データベースシステムの再構築について
		【第2回評価・IRセンター研究IR部門ミーティング】
24日		【第2回経営協議会】
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成30事業年度に係る業務の実績に関する国立大学法人評価委員会のヒアリングの質疑応答について
26日		【第2回教員活動評価審査会】
27日		【第2回秋田大学情報データベース運営委員会専門部会】
10月3日		【第3回秋田大学情報データベース運営委員会専門部会】
4日		【第4回秋田大学情報データベース運営委員会専門部会】
9日		【第6回教育研究評議会】
		<ul style="list-style-type: none"> ・THE (Times Higher Education) 世界大学ランキング2020について ・THE世界大学ランキング日本版2019 Student Survey (学生調査)について
		【第3回評価・IRセンター研究IR部門ミーティング】
11月6日		【第4回評価・IRセンター研究IR部門ミーティング】
		【第1回評価・IRセンター教学IR部門ミーティング】
12日		【第5回評価・IRセンター研究IR部門ミーティング】
13日		【第7回教育研究評議会】
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に係る業務の実績に関する評価結果（原案）について
		【第2回評価・IRセンター教学IR部門ミーティング】
26日		【第3回経営協議会】
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に係る業務の実績に関する評価結果について
		【第10回役員会】
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に係る業務の実績に関する評価結果について
28日		【第3回教員活動評価審査会】
12月3日		【第2回評価・IRセンター評価委員会】
11日		【第8回教育研究評議会】
		<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に係る業務の実績に関する評価結果について ・QSアジア大学ランキングについて ・内閣府が実施する研究力の分析に資するデータ標準化の推進に関するガイドラインに基づくデータ収集等について
令和2年		
1月8日		【第9回教育研究評議会】
		<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画の変更の認可申請について

	<ul style="list-style-type: none"> ・機関別認証評価受審に向けた次年度シラバス作成時の留意点について
10日	【第3回評価・IRセンター教学IR部門ミーティング】
17日	【第1回評価・IRセンター運営委員会】
20日	【経営協議会（書面審議）】 <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画の変更の認可申請について
27日	【臨時役員会】 <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画の変更の認可申請について
31日	【第5回評価・IRセンター情報データベース専門部会（E-mail会議）】
2月6日	【第1回評価・IRセンター運営IR部門ミーティング】
12日	【第10回教育研究評議会】 <ul style="list-style-type: none"> ・機関別認証評価にかかる対応について
3月5日	【第1回内部質保証委員会】
11日	【第3回評価・IRセンター評価委員会】
	【第11回教育研究評議会】 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度国立大学法人秋田大学年度計画（案）について ・評価・IRセンター評価委員会実施細則の一部改正について ・機関別認証評価にかかる対応について
	【平成30年度における教員活動評価の優秀教員表彰式】
	上記表彰式を実施する予定だったが、コロナウィルス感染防止の観点から中止とした。
	【第13回役員会】 <ul style="list-style-type: none"> ・評価・IRセンター評価委員会実施細則の一部改正について
12日	【第2回評価・IRセンター運営委員会（E-mail会議）】
13日	【第4回経営協議会（書面審議）】 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度国立大学法人秋田大学年度計画（案）について
18日	【第6回評価・IRセンター研究IR部門ミーティング】
23日	【第14回役員会（書面審議）】 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度国立大学法人秋田大学年度計画（案）について
30日	【第4回評価・IRセンター評価委員会】

◆評価・IRセンター広報

No.51/2019.6.17

評価・IRセンター広報

発行：秋田大学評価・IRセンター



国立大学法人秋田大学の中期目標・中期計画及び平成31年度年度計画について

中期目標・中期計画及び年度計画に関する下記の事項については、大学ホームページ(http://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_target.html)に掲載しております。

- ・「国立大学法人秋田大学が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）」
(平成30年3月26日 文部科学大臣変更提示)
- ・「国立大学法人秋田大学の中期目標を達成するための計画（中期計画）」
(平成31年3月29日 文部科学大臣変更認可)
- ・「中期目標・中期計画一覧表」(平成31年3月29日現在)
- ・「国立大学法人秋田大学 平成31年度の業務運営に関する計画（年度計画）」
(平成31年3月29日 届出)

令和元年度評価・IRセンターの活動について

1. 評価に関する取組

1) 中期目標・中期計画関係

①評価・IRセンターが担当している令和元年度年度計画を実施する。

※中期計画【57】「地域や社会の要請が高い分野の人材を育成するため、学長のリーダーシップの下で活動する評価・IRセンター及び大学戦略室において、IRを用いた分析等を行い、教育研究組織や人員配置等の見直しを行う。」

※中期計画【64】「中期目標・中期計画を確実に遂行するため、評価・IRセンターにおいて自己点検・評価を継続的に行うとともに、学内の各種情報を集約化のうえ、大学ポートレート上に公開する。また、本学が抱える課題を分析のうえ、その内容を役員ミーティングや大学運営会議に諮り、学長のリーダーシップの下、業務改善や教育研究の質の向上に関する企画の実施などを通じて大学運営に活用する。」

②平成30事業年度実績報告書の作成、令和元年度計画の進捗状況の確認、及び令和2年度計画作成のための学内の連絡調整を行う。

2) 認証評価関係

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施する認証評価について、令和2年度受審に向けた諸業務を遂行する。

2. IRに関する取組

1) 大学戦略室と連携し、学内外の情報を活用し適切な大学運営に資するIR分析等を実施する。

2) IRを活用した取組事例の調査や、IR活動環境の整備を目的とする研修等を実施する。

3. 広報活動

1) センター活動報告を発行する（電子媒体）。（令和元年度末）

2) センター広報を発行し、大学評価に関わる各種情報を提供する。（隨時）

4. その他

1) 上記以外に評価・IRに関する活動を適宜行う。

◆評価・IRセンター広報

評価・IRセンター 総務企画課評価・IR室 スタッフ紹介

<評価・IRセンター>

センター長 上田 晴彦 副学長（評価・IR担当）・教育文化学部教授
教学IR部門長 上田 晴彦 副学長（評価・IR担当）・教育文化学部教授
研究IR部門長 伊藤 慎一 産学連携推進機構准教授・総括URA
運営IR部門長 佐々木 直樹 総括主査（評価・IR室長）

<総務企画課評価・IR室>

室 長	佐々木 直樹
主 査	進藤 大輔 大渕 いづみ
主 任	目黒 貴光 吉田 美香子
事務職員	紺野 千寿

広報へのご意見などは評価・IRセンターへ

TEL: 018-889-2206 (総務企画課評価・IR室) / FAX: 018-889-2939 / E-mail: sokikaku@jimu.akita-u.ac.jp

◆評価・IRセンター広報

No.52/2019.12.16

評価・IRセンター広報

発行：秋田大学評価・IRセンター



平成30年度に係る業務の実績に関する評価結果について

11月25日に国立大学法人評価委員会から「秋田大学の平成30年度に係る業務の実績に関する評価結果」が通知されました。

項目別評価

I. 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

(①組織運営の改善, ②教育研究組織の見直し, ③事務等の効率化・合理化)

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載13事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるとともに、下記の状況等を総合的に勘案したことによる。

平成30年度の実績のうち、下記の事項について注目される。

○新たな教員活動評価制度の導入

平成30年度から新たな教員活動評価制度を導入し、年俸制適用教員と年俸制適用教員以外の教員とを、個人の活動実績としての「教育」「研究」「診療」「社会貢献」「産学連携」「国際」「管理・運営」の7領域及び組織目標への貢献度を共通の指標として評価が実施できるようになり、より透明性や公平感のある評価制度に改善されている。

(2) 財務内容の改善に関する目標

(①外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加, ②経費の抑制, ③資産の運用管理の改善)

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載5事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

(①評価の充実, ②情報公開や情報発信等の推進)

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載2事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

(4) その他業務運営に関する重要目標

(①施設設備の整備・活用等, ②安全管理, ③法令遵守等)

【評定】中期計画の達成に向けて順調に進んでいる

(理由) 年度計画の記載10事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。

◆評価・IRセンター広報

国立大学法人評価委員会は、先に掲載の4項目について以下の6段階により進捗状況を示す。

- 「中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある」
- 「中期計画の達成に向けて順調に進んでおり一定の注目事項がある」
- 「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」
- 「中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる」
- 「中期計画の達成のためには遅れている」
- 「中期計画の達成のためには重大な改善事項がある」

*評価結果の全文は本学のホームページ

(https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_check.html) に掲載しております。

【参考】国立大学法人等の平成30年度評価結果について

(81国立大学法人・4大学共同利用機関法人)

全体評価

当該事業年度における各法人の中期計画の進捗状況全体について、総合的に評価。

- ・85 法人中 85 法人が、中期目標前文に掲げる「法人の基本的目標」に則して、計画的に取り組んでいると認められる。
- ・全体として、昨年度に引き続き、人事マネジメント改革や外部資金獲得の拡大の取組が継続するとともに、自己点検や評価の充実に向けた取組が増えている。この他、多様な財源による施設の整備や有効活用に加え、近年改正した制度を活用した新たな収入を伴う事業創設の取組も始まっている。
- ・他方で、入学者選抜における不適切事案等の事務上の不備も見受けられ、これらについては、課題として指摘している。また、学長不在により国立大学法人法制度の求める運営体制となっていない法人についての強い懸念を示している。

項目別評価

「業務運営の改善及び効率化」等 4 項目について、各法人が行った自己点検・評価の検証を行い、以下のとおり 6 段階の評定により進捗状況を示している。

(*) …秋田大学の評価

評定区分	業務運営の改善・効率化	財務内容の改善	自己点検・評価及び情報提供	その他業務運営
特筆すべき進捗状況	1	0	0	3
順調 一定の注目事項あり	9	9	2	1
順調	(*) 7 2	(*) 7 6	(*) 8 3	(*) 8 1
おおむね順調	3	0	0	0
遅れ	0	0	0	0
重大な改善事項	0	0	0	0

広報へのご意見などは評価・IRセンターへ

TEL: 018-889-2206 (総務企画課評価・IR室) / FAX: 018-889-2939/ E-mail: sokikaku@jimu.akita-u.ac.jp

**評価・IRセンター
平成30年度
自己評価書**

評価・IRセンター運営委員会

表1

自己評価表（案）

基準	番号	評価項目	評点*
1. 理念・目的・目標	1-1	組織の使命または理念が定められているか	5
	1-2	組織の基本的、長期的方向性・方針である目的が定められているか	5
	1-3	組織の具体的成果目標が定められているか	5
	1-4	理念・目的・目標が構成員に周知されているか	5
2. 組織体制	2-1	目標を実現させるための組織体制が適切か	5
	2-2	目標を実現させるための人員配置が適切か	4
3. 施設・設備・予算	3-1	目標を実現するための施設は適切か	4
	3-2	目標を実現するための設備は適切か	5
	3-3	目標を実現するための予算・財源が確保され、適切に運用しているか	5
4. 活動・成果	4-1	目標の達成度を計るための基準が設けられているか	5
	4-2	目標に照らして活動成果が上がっているか、または進捗が確認できるか	4
	4-3	目標の達成に向けて予算・財源が適切に使用されているか	5
5. 評価・改善	5-1	目標に照らした活動が行われているかを継続的に点検し、その結果を踏まえ改善を行うための組織やシステムが存在するか	4
	5-2	目標に照らした活動が行われているかを点検する基準が設けられているか	4
	5-3	点検や改善のためのシステムや組織が効果的に機能しているか	4

*) 5段階評価（1～5：5が最高の評価）

基準1 理念・目的・目標

(1) 組織の使命または理念が定められているか

評価・IRセンターは、秋田大学学則第9条に基づき設置されており、国立大学が法人化された平成16年度に、評価センターとして設置され、平成29年度からIR機能を付与した「評価・IRセンター」として再編された。その理念とするところは、秋田大学における教育・研究の質の一層の向上を図るとともに適切な大学運営に資するため、秋田大学における自己点検・評価活動とその改善努力を支援するとともに、学長のリーダーシップの下、横断的かつ戦略的な教育・研究活動のマネジメントを支援することにある。

(2) 組織の基本的、長期的方向性・方針である目的が定められているか

秋田大学評価・IRセンター規程（資料1-1）によって、評価・IRセンターの目的、業務内容が具体的に示されている。また、評価・IRセンターの目的を実現するための主な活動内容は、法人評価、認証評価や外部評価への対応、部局等の自己点検・評価の活動推進、全学構成員に対する評価の方法論や枠組みの提供、教育・研究及び運営等に係る各種情報の収集、分析及び提供に関するものである。

(3) 組織の具体的成果目標が定められているか

評価・IRセンターの事業計画書（資料1-2）を作成し、上記記載の活動目標を達成するよう取り組んでいる。

(4) 理念・目的・目標が構成員に周知されているか

評価・IRセンターの目的は、秋田大学ホームページ、秋田大学評価・IRセンター活動報告に掲載し、これによって全学構成員並びに学内外の関係各所に周知している。

根拠資料

- 資料1-1 評価・IRセンター規程
資料1-2 評価・IRセンターの事業計画書
(平成30年度)

基準2 組織体制

(1) 目標を実現させるための組織体制が適切か

評価・IRセンターの組織体制は、秋田大学評価・IRセンター規程、秋田大学評価・IRセンター運営委員会実施細則及び秋田大学評価・IRセンター評価委員会実施細則、事務組織規程を踏まえて構成されている（資料2）。

評価・IRセンターは、評価・IRセンター長（評価・IR担当副学長）、副センター長（専任教員・平成29年度以降未配置）及び事務を担当する総務企画課評価・IR室から構成され、事業活動遂行にあたっては、運営委員会で事業活動の審議・承認、運営方針の決定、予算・決算の審議・承認を行い、また、評価委員会で評価活動に関する企画・連絡調整、具体的事項の検討を行っている。教学・研究・運営の各IR部門においては大学戦略室と連携し、学内外の情報を活用し適切な大学運営に資するIR分析等を行っている。

なお、評価業務の活性化と組織運営の円滑化のために、運営委員会及び評価委員会に学外からの委員をそれぞれ1名委嘱し、大学評価活動や組織運営について意見等をいただいている。

(2) 目標を実現させるための人員配置が適切か

評価・IRセンターの人員配置は、評価・IRセンター規程及び事務組織規程に定められており、評価・IRセンター長（評価・IR担当副学長）及び専任教員（平成29年度以降未配置）で構成され、事務職員6名が配置されている。

評価・IRセンター運営委員会は学部長・理事（総務担当）・学外委員から構成されているほか、評価・IRセンター評価委員会は、点検・評価に係る各学部の代表者や理事が推薦する者等から構成されている。また、平成29年度から機関別認証

評価等に対応するため調査・検討等を行う点検・評価ワーキンググループを設置した。

教学・研究・運営 I R 部門は、学長が指名した各 I R 部門長のほか、各 I R 部門員として教員・事務職員から構成されている。

なお、人員配置については、平成29年度から専任教員の未配置や I R 関連業務の増加があったものの、評価活動においてはワーキンググループの設置、 I R 活動においては大学戦略室との連携や各 I R 部門における教職協働体制構築等により対応している。

根拠資料

資料2 評価・ I R センターの体制

基準3 施設・設備・予算

(1) 目標を実現するための施設は適切か

評価・ I R センターは、平成21年度まで手形キャンパスの教育文化学部3号館、平成22年度は一般教育棟1号館にあり、平成23年度からは現在の本部棟の2階に位置している。ここで評価・ I R センターと総務企画課評価・ I R 室の職員が業務を行っている。執務環境は、労働安全衛生法、及び同法に準拠する事務所衛生基準規則の、気積、換気、温度、空気調整、照度、燃焼器具、騒音及び振動の防止、騒音伝播の防止、給水、排水等の必須条件を満たしており、執務遂行上の特段の問題はないが、施設の老朽化は否めない。施設設備の安全管理については秋田大学施設設備安全管理マニュアルに沿って点検を行ない、問題が無いことを確認している。

(2) 目標を実現するための設備は適切か

センター業務に係わる設備は整備され、適切に維持・管理・運営されている。運営経費の節減と環境への配慮の観点から、ISO14001（環境マネジメントシステム）の環境方針カードを全職員が携行し、印刷用紙やファイルの再利用や光熱水道利用の配慮に留意している。

(3) 目的を実現するための予算・財源が確保され、適切に運用しているか

センターの財源は、大学からの運営費に拠っている。センターの予算は、事業計画に従って予算を計上し、審議・承認されたものが運営費として配分され、資料3に示すように適切に運用している。

なお、 I R 活動情報収集のために必要となる出張費、教員活動評価における評価集計ツール開発と集計支援作業等については年度計画推進経費が措置された。

根拠資料

資料3 平成30年度評価・ I R センター運営費執行状況

基準4 活動・成果

(1) 目標の達成度を計るための基準が設けられているか

中期計画・年度計画【64】で掲げられている評価・ I R センターの目標についての点検・評価は、年度計画進捗・達成状況確認票の当該年度計画及び中期スケジュールに基づき、中間と年度末にその達成度を点検・評価している。

(2) 目標に照らして活動成果が上がっているか、または進捗が確認できるか

平成30年度評価・ I R センター事業計画については資料1-2のとおりであり、評価・ I R センターの各種活動の取組については以下のとおりである。

1. 中期目標・中期計画に関する取組

①平成29事業年度に係る業務の実績に関する報告書

本年度は、各部局・担当と連携して平成29事業年度に係る業務の実績に関する報告書を作成し、国立大学法人評価委員会（文部科学省）へ提出した。これら評価結果等については学内外へホーム

ページ等により公表した。

②大学ポートレート公開

学内の各種情報について大学ポートレート上に公開した。

③中期計画における数値目標等の進捗管理

第2期中期目標期間評価における数値目標の未達成という指摘事項を踏まえ、中期計画における数値目標や取組内容について取りまとめを行った。第3期の目標達成へ向けたプロセスや進捗状況等を把握し、評価委員会のほか、役員ミーティング及び大学運営会議等において報告を行い、確実に数値目標を達成するという意識を全学で共有した。

2. IRに関する取組

1) IR活動

平成29年度から評価・IRセンターに置く教学・研究・運営の3つのIR部門があり、それぞれの部門長及び部門員で構成されている。評価・IRセンター長はじめ、3つのIR部門長が大学戦略室員を兼ねていることから、大学戦略室で活動する上で必要とする情報やエビデンスデータ等は、IR部門で収集するなど大学戦略室と相互に連携した体制を整備し活動している。

①教学IR部門の活動

- ・2018年度入学者アンケートの取りまとめ及び分析
- ・学長高校訪問のための資料作成（学生の課外活動や学業奨励金の一覧化）
- ・理工学研究科・国際資源学研究科の大学院進学者の傾向分析（教養及び専門のGPAと入学試験区分との相関分析）
- ・学生実態調査結果データと成績等のデータ紐付け分析を行うための調査項目の一部見直し（学籍番号を付した学修実態編と学籍番号を付さない学生生活編に改正）
- ・次年度の学生関係アンケート項目の見直し
- ・教学IR活動の大学訪問による情報収集

②研究IR部門の活動

- ・学長指示の下、研究業績収集のため、エルゼビア社のスコーパス（THEやQS世界大学ランクイングに活用されているデータベース）をもとに、1996年以降の秋田大学所属の論文

について名寄せ作業を実施した。この情報を基に秋田大学の研究力について科研費採択データと併に分析を進め、分析結果の報告を学長へ行っている。

- ・研究業績収集についてスコーパス掲載以外の論文情報収集について、大学情報データベース活用なども視野に検討している。

③運営IR部門の活動

- ・各学部のあり方に関するタスクフォースによる検討について大学戦略室が実施しているため、関係するエビデンスデータ提供に関与し連携した活動を実施している。
- ・戦略に基づく評価を反映させた予算配分や組織設置など経営戦略の策定に向けて、平成29年度から本学の経営戦略案のたたき台を検討開始した。
- ・組織見直しに資する部局評価案の作成に向け、平成29年度から検討開始している。

2) IRを活用した取組事例の調査やIR活動環境の整備を目的とする研修等の実施について

IRを活用した実際の取組事例の情報収集のため、10月に東北大学・11月に岩手大学、12月に東北公益文科大学を訪問調査したほか、SAS社実施研修に参加するなどIR分析資質向上を図った。これにより、学生アンケート項目変更案の検討や、分析作業に寄与した。

3. 広報活動

平成30年度評価・IRセンター活動報告（以前の評価・IRセンター年報・研究紀要に相当するもの）の他、評価・IRセンター広報（3回発行）を作成し、大学ホームページ、AU-CISに掲載した。

4. その他

①秋田大学基本データ

今年度は事前に基本データの活用状況を照会し、項目の利用頻度を精査した上で、学内情報の取りまとめを行い、学内に周知した。

②教員活動評価の見直しと実施

学長指示の下、全学統一的な評価方法の指針を大学戦略室の意見を伺いながら素案の作成・検討を行い、部局長との意見交換会・役員ミーティング、教育研究評議会等を経て今年度から実施して

いる。

論文の査読の有無の考え方、3年間の活動実績評価、実績項目の多寡、対象教員の明確化、英語版の指針の作成など様々な解決すべき課題がある一方、IRデータ活用による教員評価や、教員評価データを活用したIRデータ分析など1年間を通じた教員活動評価実施後の検証とともに、より良い連携・データ活用方法についても引き続き摸索していく。

③組織の見直しに資する部局評価の実施について

学部及び全学組織の課題等の全学共有と評価に基づく予算配分のために、昨年度、評価・IRセンター運営IR部門で素案を作成している。具体的には定員充足率や科研費申請率、センター業務などの全学及び部局評価の項目について評価を実施する。

④認証評価受審に向けた準備

平成32年度に大学改革支援・学位授与機構（以下、機構）の審査を受ける方向で準備を進めている。第3巡目の認証評価は、「内部質保証」の体制、実態等が重要評価項目とされており、理事、学部長等への説明及び部局内の規定等の現状把握をし、課題等を確認している。

また、先行受審予定の他大学への訪問や機構が示す基準の考え方についても研修会や説明会に参加し情報収集を行い、受審に必要な学内実態把握と適切な対応が行えるよう取り組んでいる。

なお、平成31年2月27日に機構の土屋俊特任教授を講師に迎え、学内においても第3巡目の機関別認証評価の重点項目における内部質保証とはどのような活動を示すのか等の知見を深めることを目的に、「教育の内部質保証とは」をテーマにSD・FDセミナーを実施し、87名の役職員が參加した。

⑤秋田大学戦略推進経費配分に対する評価指針の一部改正について

大学戦略推進経費を活用した業務運営の改善や教育研究活動等の評価・確認について、より実効性のある仕組みを確立し、新たに定量的な成果を記載すること等により、学長による事業実施状況の評価・予算配分への積極的活用に資するため、指針内容を見直し、改正を行った。

⑥研究者総覧（大学情報データベース）

新規採用者・未入力者の研究者総覧データ入力について、教育研究評議会で定めた基本情報について入力するよう依頼をし、全学入力率100%につなげている。

次期researchmapの開発状況と他大学の教員評価データの連携状況等について情報収集しつつ、教員活動評価と今後の研究者総覧の在り方等について引き続き検討している。

⑦各種調査対応

学校基本調査、「大学の実力-教育力向上の取り組み（読売新聞社）」、「大学ランキング2020年度版（朝日新聞出版社）」、「ひらく日本の大学（朝日新聞×河合塾）」や、世界大学ランキング（「THE」、「QS」）等各種調査への対応を行った。

(3) 目標の達成に向けて予算・財源が適切に使用されているか

本年度の諸事業は、評価・IRセンター予算に基づいて適切に実施されている。平成28年度から継続して評価・IRセンター活動報告（以前の年報・研究紀要に相当するもの）の電子媒体化や会議資料のペーパーレス化を行い、限られた予算の中で目標の達成に向けて経費削減に取り組むなど効果的な執行を図った。

根拠資料

表1 自己評価表

基準5 評価・改善

(1) 目標に照らした活動が行われているかを継続的に点検し、その結果を踏まえ改善を行うための組織やシステムが存在するか

評価・IRセンター運営委員会において、事業活動の審議・承認、運営方針の決定、予算・決算の審議・承認を行い、評価・IRセンターの活動を点検・評価する組織体制を整備している。原則として、毎週開催している評価・IRセンター内のミーティングにおいて活動計画や業務進捗、各

種情報・意見交換を行うと共に、必要に応じて総務担当理事との連絡会において情報共有を行い、改善に反映している。

(2) 目標に照らした活動が行われているかを点検する基準が設けられているか

評価・IRセンターの活動目標に対する点検・評価の基準は、本自己点検・評価にあたって実施する基準として設定し、組織の評価基準として表1に示した基準を設定している。

(3) 点検や改善のためのシステムや組織が効果的に機能しているか

(1) で述べた通り、評価・IRセンター運営委員会において、事業活動の審議・承認、運営方針の決定、予算・決算の審議・承認を行い、各年度の活動を点検・評価する組織体制を整備し効率的に取り組んでいるが、全体的な点検や大幅な改善をより効果的に機能させるため、学長のリーダーシップの下、平成29年度から従来の点検・評価活動に加え、大学戦略室のIR機能を「評価センター」に付与し、教学・研究・運営の3つのIR部門により本学に関する各種データを収集・分析・評価・提供する「評価・IRセンター」として機能強化を図った。

IRを用いた情報収集・分析等を通じ、エビデンスに基づく経営戦略の企画・立案や業務改善、組織体制の見直し等に資するための体制を整え、学内の資源の効果的な再配分について、学長に提言・助言していくにあたっての根拠データとなる大学の特色や強みなど研究パフォーマンスの可視化に基づく部局のパフォーマンス評価について検討している。

次年度以降も引き続き、大学戦略室と連携し、横断的かつ戦略的な教育研究活動のマネジメントを支援することを目指している。

根拠資料

表1 自己評価表

秋田大学評価・IRセンター規程

(平成16年4月1日規則第14号)

改正

平成25年3月29日規則第14号

平成27年3月11日一部改正

平成28年4月13日一部改正

平成29年3月8日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田大学学則第9条第2項の定めるところにより、秋田大学評価・IRセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、秋田大学における教育、研究の質の一層の向上を図るとともに適切な大学運営に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的事項に係る点検・評価及び外部評価（以下「点検・評価」という。）の企画・立案・実施に関すること。
- (2) 教育・研究及び運営等に係る各種情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (3) 各事業年度に係る業績に関する点検・評価の実施に関すること。
- (4) 中期目標の達成度に関する点検・評価の実施に関すること。
- (5) 点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。
- (6) 点検・評価に関する手法、方法の調査・研究・開発に関すること。
- (7) 第三者評価機関による評価事業の実施に関すること。
- (8) 各部局等が実施する点検・評価への技術的支援に関すること。
- (9) 各部局等の点検・評価に係る組織との連絡調整に関すること。
- (10) 点検・評価に関する体系的かつ継続的な研修の実施に関すること。
- (11) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) その他必要な職員

(センター長及び副センター長)

第5条 センター長は、副学長のうちから学長が指名する。

- 2 センター長は、センターを統括する。
- 3 センターに、副センター長を置くことができる。
- 4 副センター長は、学長指名する者をもって充て、センター長を補佐するとともに、センターの業務を処理する。

(専任教員の選考)

第6条 センターの専任教員の選考は、第8条に定める秋田大学評価・IRセンター運営委員会から推薦された候補適任者のうちから、学長が行う。

(I R部門)

第7条 センターに、学内外の教育研究及び運営等に係る各種情報の収集、分析を遂行するため、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 教学 I R部門
- (2) 研究 I R部門
- (3) 運営 I R部門

2 部門に部門長を置き、学長が指名する。

3 部門長は、部門の業務を総括する。

4 部門に部門員を置くことができる。

5 部門員は、センター長が指名する。

6 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第8条 センターに、秋田大学評価・I Rセンター運営委員会及び秋田大学評価・I Rセンター評価委員会を置く。

2 前項に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。

3 センターに必要に応じて、第1項に掲げる委員会の他に委員会を置くことができる。

4 前項に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、総務企画課評価・I R室において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第14号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月13日一部改正)

この規程は、平成28年4月13日から施行する。

附 則 (平成29年3月8日一部改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年度評価・IRセンター事業計画

1. 中期目標・中期計画に関する取組

1) 評価・IRセンターが担当している平成30年度年度計画を実施する。

*中期計画【57】「地域や社会の要請が高い分野の人材を育成するため、学長のリーダーシップの下で活動する評価・IRセンター及び大学戦略室において、IRを用いた分析等を行い、教育研究組織や人員配置等の見直しを行う。」

*中期計画【64】「中期目標・中期計画を確実に遂行するため、評価・IRセンターにおいて自己点検・評価を継続的に行うとともに、学内の各種情報を集約化のうえ、大学ポートレート上に公開する。また、本学が抱える課題を分析のうえ、その内容を役員ミーティングや大学運営会議に諮り、学長のリーダーシップの下、業務改善や教育研究の質の向上に関する企画の実施などを通じて大学運営に活用する。」

2) 平成29事業年度実績報告書の作成、平成30年度年度計画の進捗状況の確認、及び平成31年度年度計画作成のための学内の連絡調整を行う。

2. IRに関する取組

1) 大学戦略室と連携し、学内外の情報を活用し適切な大学運営に資するIR分析等を実施する。

2) IRを活用した取組事例の調査や、IR活動環境の整備を目的とする研修等を実施する。

3. 広報活動

1) センター活動報告を発行する（電子媒体）。（30年度末）

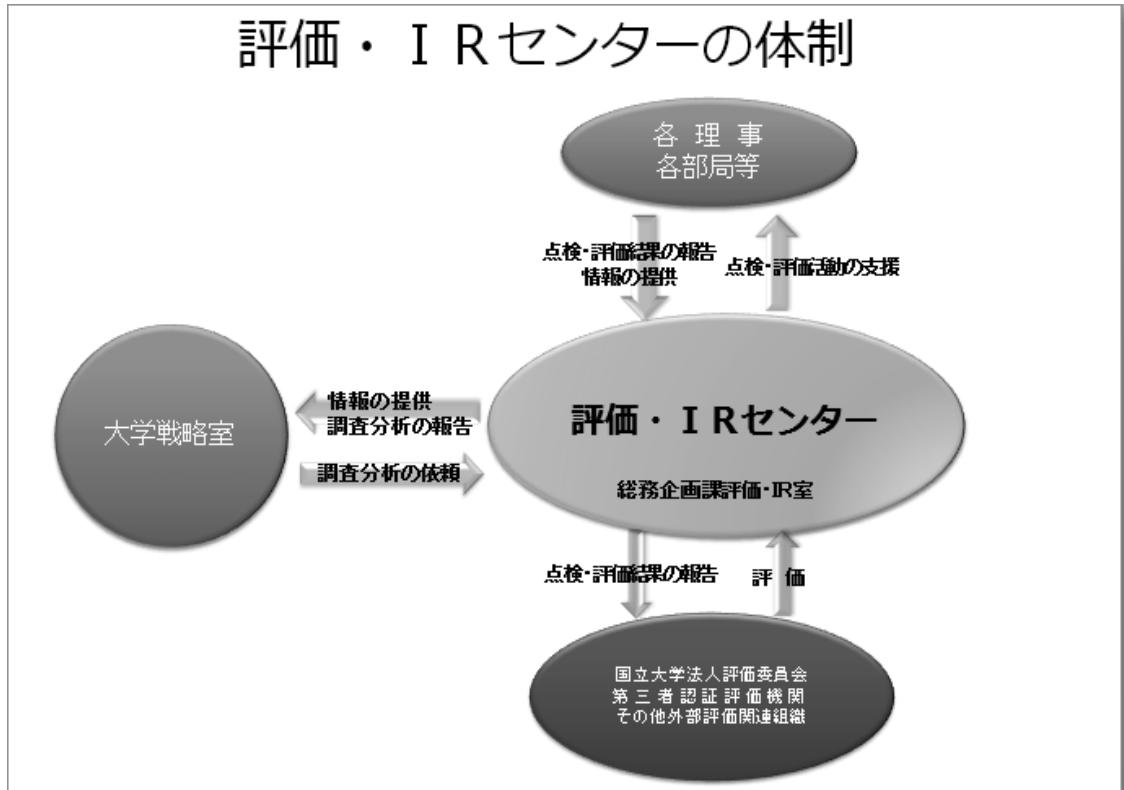
2) センター広報を発行し、大学評価に関わる各種情報を提供する。（随時）

4. その他

1) 上記以外に評価・IRに関する活動を適宜行う。

評価・IRセンターの体制

平成30年12月1日時点



評価・IRセンター

評価・IRセンター長	1名
専任教員	0名

運営委員会

委員長	評価・IRセンター長	1名
委員	副センター長	0名
委員	総務担当理事	1名
委員	各学部長等	4名
委員	学外有識者	1名

評議委員会

委員長	評価・IRセンター長	1名
委員	副センター長	0名
委員	各理事が推薦する者	4名
委員	学部等代表教員（各学部等1名）	8名
委員	総務企画課長	1名
委員	学外有識者	1名

教学 I R 部門

部門長	教育文化学部 教授	1名
部門員	高大接続センター 助教	1名
部門員	総合学務課 主査	1名
部門員	学生支援課 主査	2名
部門員	入試課 主査	1名

研究 I R 部門

部門長	产学連携推進機構 准教授	1名
部門員	国際資源学研究科 教授	1名
部門員	教育文化学部 教授	1名
部門員	医学系研究科 教授	1名
部門員	理工学研究科 教授	1名
部門員	図書館・情報推進課 総括主査	1名
部門員	地方創生・研究推進課 主査	1名

運営 I R 部門

部門長	総務企画課評価・I R室 総括主査	1名
部門員	総務企画課 主査	1名
部門員	人事課 主査	1名
部門員	財務課 主査	1名
部門員	地方創生・研究推進課 総括主査	1名

事務組織

総務企画課評価・I R室長（総括主査）	1名
総務企画課評価・I R室 主査	2名
総務企画課評価・I R室 主任	1名
総務企画課評価・I R室 事務職員	1名
総務企画課評価・I R室 事務系スタッフ	1名

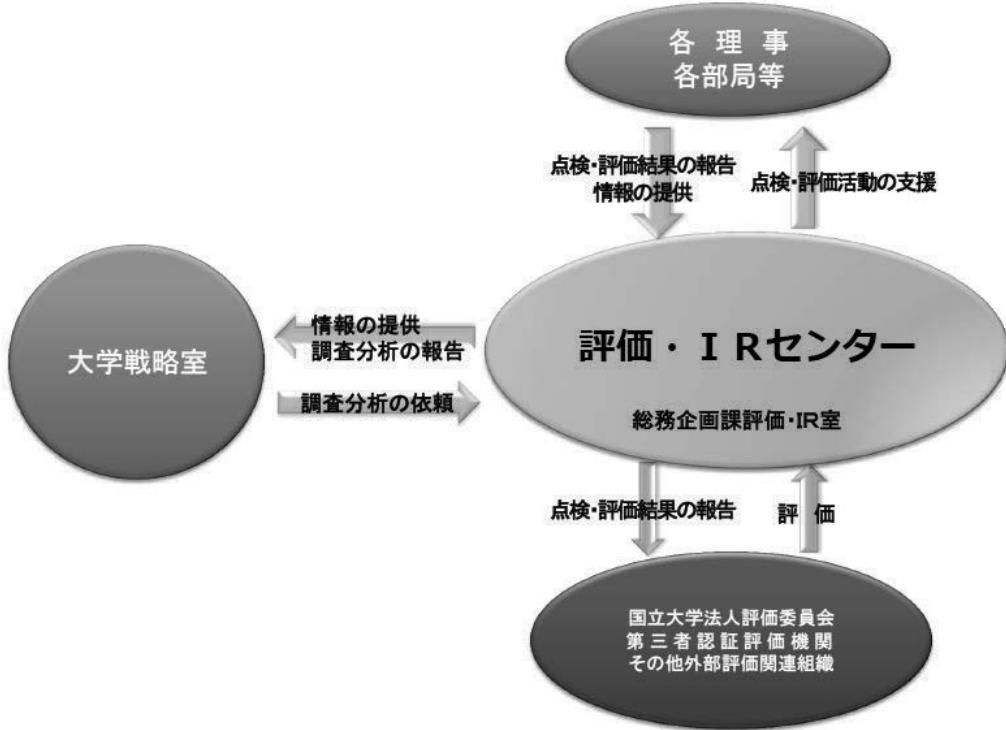
平成30年度 評価・IRセンター運営費執行状況

単位：円

事項	平成30年度 予算配分額	平成30年度 決算額（予定）	備考
1. 活動事業費			
①広報経費	170,000	170,000	活動報告印刷・製本、謝金等
②FD活動費	96,000	96,000	FD旅費・謝金等
③諸調査経費	661,000	1,000,000	学校基本調査説明会参加等旅費
小計	927,000	1,266,000	
2. 事務・管理費			
①維持管理費			
②運営事務費			
小計	1,385,000	1,046,000	
			補正予算0
合計	2,312,000	2,312,000	

評価・IRセンターの構成と関係規程等

【評価・IRセンターの体制】

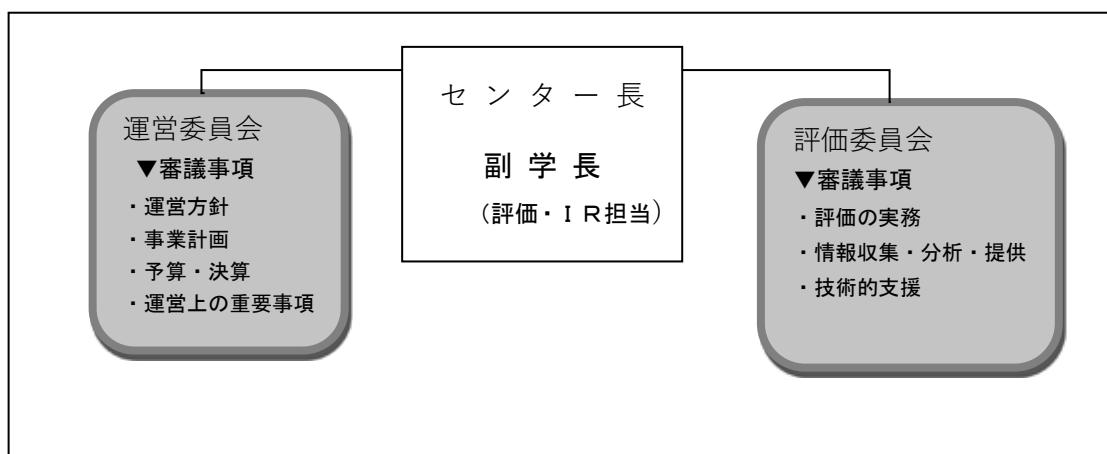


【評価・IRセンターの組織】

評価・IRセンター

◆センター長 上田 晴彦

(副学長(評価・IR担当)・教育文化学部 教授)



※事務担当：総務企画課評価・IR室

■評価・IRセンター運営委員会委員名簿

平成31年4月1日現在

氏名	職名	任期	備考
○上田晴彦	評価・IRセンター長	在任期間	第1号委員
近藤克幸	理事（総務・人事・情報・病院経営担当）	〃	第3号委員
藤井光	国際資源学研究科長	〃	第4号委員
佐藤修司	教育文化学部長	〃	〃
尾野恭一	医学系研究科長	〃	〃
山村明弘	理工学研究科長	〃	〃
小林淳一	秋田県立大学理事長兼学長	30.9.1～2.8.31	第5号委員
庶務担当：総務企画課評価・IR室			

○は委員長を表す

■評価・IRセンター評価委員会委員名簿

平成31年4月1日現在

氏名	職名	任期	備考
○上田晴彦	評価・IRセンター長	在任期間	第1号委員
西島学	副理事（総務担当）	31.4.1～2.3.31	第3号委員
大山弘	地方創生・研究推進課長	30.4.1～2.3.31	第4号委員
後藤猛	教育推進主管	〃	第5号委員
田島史教	副理事（財務・施設・環境担当）	31.4.1～2.3.31	第6号委員
繩田浩志	国際資源学研究科 教授	〃	第7号委員
大場司	国際資源学研究科 教授	30.4.1～2.3.31	〃
林良雄	教育文化学部 教授	〃	〃
臼木智昭	教育文化学部 准教授	〃	〃
美作宗太郎	医学系研究科 教授	〃	〃
安藤秀明	医学系研究科 教授	〃	〃
田島克文	理工学研究科 教授	〃	〃
山本良之	理工学研究科 准教授	〃	〃
藤本修一	総務企画課長	在任期間	第8号委員
高橋誠記	秋田県立大学副理事長	30.5.15～2.5.14	第9号委員
庶務担当：総務企画課評価・IR室			

○は委員長を表す

■評価・IRセンター（IR部門）構成員名簿

平成31年4月1日現在

氏名	所属	役職	任期	部門
○上田 晴彦	教育文化学部	教授	在任期間	教学IR部門
木幡 隆宏	高大接続センター	助教	〃	〃
三浦 恵里子	総合学務課	主査	〃	〃
渡部 雅樹	学生支援・就職課	主査	〃	〃
眞井田 善彰	学生支援・就職課	総括主査	〃	〃
小幡 千昌	入試課	主査	〃	〃
○伊藤 慎一	産学連携推進機構	准教授	〃	研究IR部門
上田 晴彦	教育文化学部	教授	〃	〃
高橋 寛	図書館・情報推進課	課長	〃	〃
○佐々木 直樹	総務企画課評価・IR室	総括主査	〃	運営IR部門
小川 輝芳	総務企画課	総括主査	〃	〃
田松 慎一郎	人事課	主査	〃	〃
赤田 勇気	財務課	主査	〃	〃
佐々木 繁男	地方創生・研究推進課	総括主査	〃	〃

庶務担当：総務企画課評価・IR室

○は部門長を表す

■総務企画課評価・I R室名簿

和令2年2月1日現在

氏 名	職 名	備 考
佐々木 直 樹	総括主査（評価・I R室長）	
大 渕 いづみ	主査	
進 藤 大 輔	主査	
吉 田 美香子	主任	
富 野 祥 平	事務職員	
紺 野 千 寿	事務系スタッフ	

○秋田大学評価・IRセンター規程

(平成16年4月1日規則第14号)

改正 平成25年3月29日規則第14号

平成27年3月11日一部改正

平成28年4月13日一部改正

平成29年3月8日一部改正

平成31年3月13日一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田大学学則第9条第2項の定めるところにより、秋田大学評価・IRセンター（以下「センター」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、秋田大学における教育、研究の質の一層の向上を図るとともに適切な大学運営に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的事項に係る点検・評価及び外部評価（以下「点検・評価」という。）の企画・立案・実施に関すること。
- (2) 教育・研究及び運営等に係る各種情報の収集、分析及び提供に関すること。
- (3) 各事業年度に係る業績に関する点検・評価の実施に関すること。
- (4) 中期目標の達成度に関する点検・評価の実施に関すること。
- (5) 点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること。
- (6) 点検・評価に関する手法、方法の調査・研究・開発に関すること。
- (7) 第三者評価機関による評価事業の実施に関すること。
- (8) 内部質保証の運用に関すること。
- (9) 各部局等が実施する点検・評価への技術的支援に関すること。
- (10) 各部局等の点検・評価に係る組織との連絡調整に関すること。
- (11) 点検・評価に関する体系的かつ継続的な研修の実施に関すること。
- (12) その他センターの目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任教員
- (3) その他必要な職員

(センター長及び副センター長)

第5条 センター長は、副学長のうちから学長が指名する。

2 センター長は、センターを統括する。

3 センターに、副センター長を置くことができる。

4 副センター長は、学長指名する者をもって充て、センター長を補佐するとともに、センターの業務を処理する。

(専任教員の選考)

第6条 センターの専任教員の選考は、第8条に定める秋田大学評価・IRセンター運営委員会から推薦された候補適任者のうちから、学長が行う。

(IR部門)

第7条 センターに、学内外の教育研究及び運営等に係る各種情報の収集、分析を遂行するため、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 教学IR部門
- (2) 研究IR部門
- (3) 運営IR部門

2 部門に部門長を置き、学長が指名する。

3 部門長は、部門の業務を統括する。

4 部門に部門員を置くことができる。

5 部門員は、センター長が指名する。

6 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第8条 センターに、秋田大学評価・IRセンター運営委員会及び秋田大学評価・IRセンター評価委員会を置く。

2 前項に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。

3 センターに必要に応じて、第1項に掲げる委員会の他に委員会を置くことができる。

4 前項に掲げる委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、総務企画課評価・IR室において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4

月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第14号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月11日一部改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月13日一部改正)

この規程は、平成28年4月13日から施行する。

附 則 (平成29年3月8日一部改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月13日一部改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(6) その他委員長が必要と認める者

(学外委員)

第4条 前条第5号の委員の選考は、センター長の意見を徴し、学長が行う。

(任期)

第5条 第3条第5号及び第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第7条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 運営委員会の庶務は、総務企画課評価・IR室において処理する。

(補則)

第10条 この細則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年1月11日から施行し、平成23年12月14日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

○秋田大学評価・IRセンター運営委員会 実施細則

(平成16年4月1日規則第38号)

改正 平成28年3月9日一部改正

改正 平成29年3月24日一部改正

改正 平成31年2月13日一部改正

(趣旨)

第1条 この細則は、秋田大学評価・IRセンター規程

第8条第2項の規定に基づき、秋田大学評価・IRセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に關し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 秋田大学評価・IRセンター（以下「センター」という。）の運営に関すること。
- (2) センターの事業計画に関すること。
- (3) センターの人事に関すること。
- (4) その他センターの運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 総務担当理事
- (4) 國際資源学研究科長、教育文化学部長、医学系研究科長及び理工学研究科長
- (5) 学外有識者 1名

この細則は、平成26年5月14日から実施する。

附 則（平成28年3月9日一部改正）

この細則は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月24日一部改正）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月13日一部改正）

この細則は平成31年4月1日から実施する。

○秋田大学評価・IRセンター評価委員会 実施細則

（平成16年4月1日規則第39号）

改正 平成25年3月29日規則第39号

平成26年10月8日一部改正

平成29年3月8日一部改正

平成29年7月12日一部改正

（趣旨）

第1条 この細則は、秋田大学評価・IRセンター規程 第8条第2項の規定に基づき、秋田大学評価・IRセンター評価委員会（以下「評価委員会」という。）に 関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学的事項に係る自己点検・評価及び外部評価（以下「点検・評価」という。）の企画・立案・実施に 関すること。
- (2) 点検・評価に係る情報の収集、分析及び提供に 関すること。
- (3) 各事業年度に係る業績に関する点検・評価の実施 に関すること。
- (4) 中期目標の達成度に関する点検・評価の実施に 関すること。
- (5) 点検・評価に関する報告書の作成及び公表に 関すること。
- (6) 点検・評価に関する手法、方法の調査・研究・開 発に関すること。
- (7) 第三者評価機関による評価事業の実施に關す こと。
- (8) 各部局等が実施する点検・評価への技術的支援に 関すること。
- (9) 各部局等の点検・評価に係る組織との連絡調整に 関すること。
- (10) 点検・評価に関する体系的かつ継続的な研修の実 施に關すること。
- (11) その他秋田大学評価・IRセンター（以下「セン ター」という。）が行う点検・評価に關し必要な事

項

（組織）

第3条 評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって 組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 総務担当理事が推薦する者 1名
- (4) 研究担当理事が推薦する者 1名
- (5) 教育担当理事が推薦する者 1名
- (6) 財務担当理事が推薦する者 1名
- (7) 国際資源学研究科長、教育文化学部長、医学系研 究科長及び理工学研究科長が推薦する当該研究科・ 学部の点検・評価に係る者 各2名
- (8) 総務企画課長
- (9) 学外有識者 若干名
- (10) その他委員長が必要と認める者

（学外委員）

第4条 前条第9号の委員の選考は、学外有識者を除い た委員をもって審議し、その結果を学長へ報告する。

（任期）

第5条 第3条第3号から第6号の委員の任期は、2年 とする。ただし、当該委員を推薦する理事の任期を超 えないものとする。

2 第3条第7号、第9号及び第10号の任期は、2年と する。ただし、再任を妨げない。

3 前2項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期 は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第6条 評価委員会に、委員長を置き、センター長をもつ て充てる。

2 委員長は、評価委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名 した者がその職務を代行する。

（議事）

第7条 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ 開くことができない。

2 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつ て決し、可否同数のときは、委員長の決するところに よる。

（委員以外の者の出席）

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を 評価委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

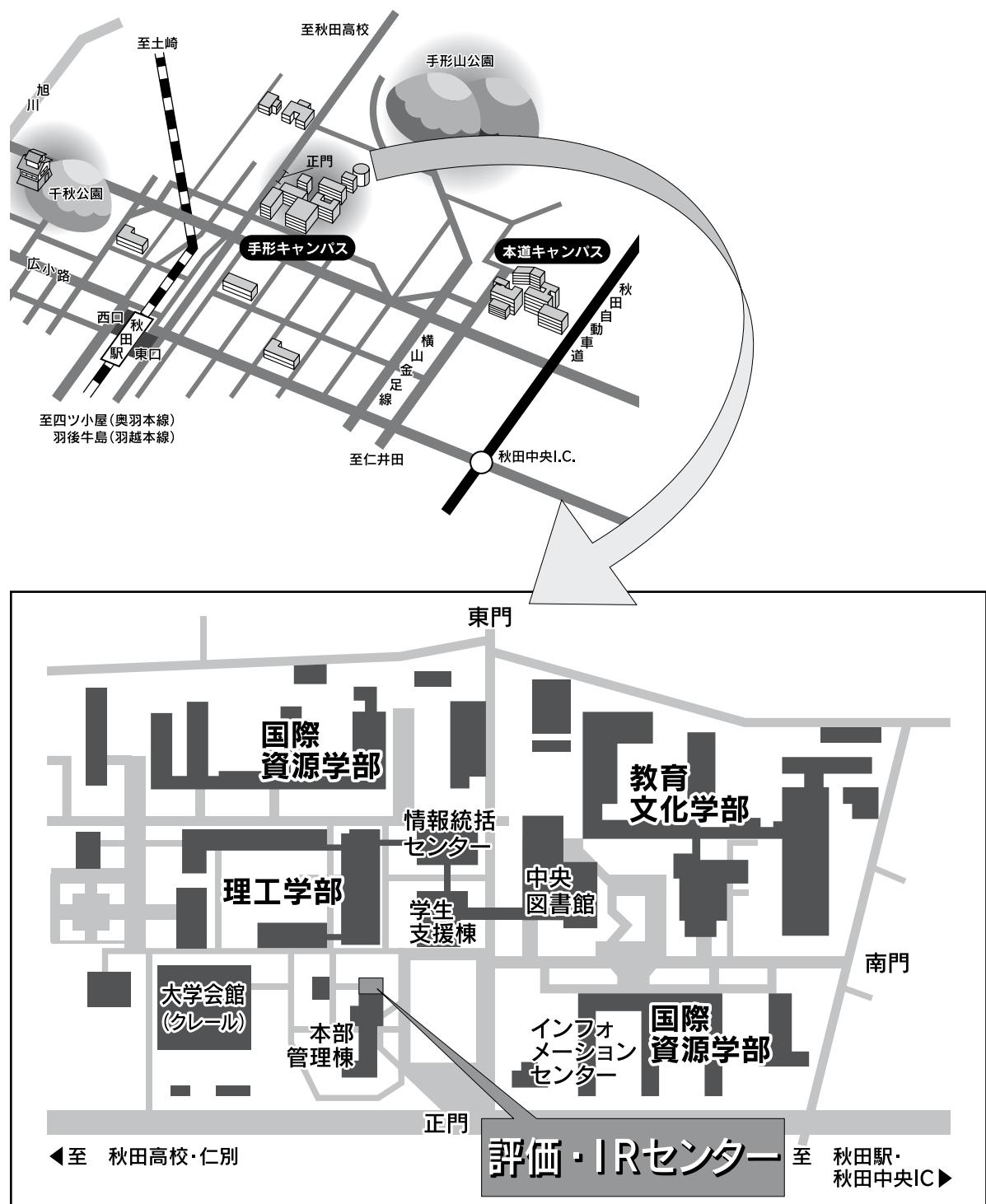
（点検・評価ワーキンググループ）

第9条 点検・評価に関し、特別に調査・検討等の必要 があるときは、委員長がワーキンググループ（以下 「WG」という。）を置くことができる。

2 WGは、その設置目的に応じた活動を行う。

- 3 WGは、次に掲げる者をもって組織する。
- (1) 評価・IRセンター長が指名する本学の職員
 - (2) その他評価・IRセンター長が必要と認める者
- 4 WGにリーダーを置き、評価・IRセンター長が指名する。
- 5 リーダーは、WGの活動を統括し、進捗状況を評価・IRセンター長に適宜報告し、指示を受けるとともに、活動が終了した場合は直ちに報告する。
- (庶務)
- 第10条 評価委員会の庶務は、総務企画課評価・IR室において処理する。
- (補則)
- 第11条 この細則に定めるものほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員会が別に定める。
- 附 則
- この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則
- この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 附 則
- 1 この規程は、平成21年6月10日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成21年7月1日から平成22年3月31日までとする。
- 附 則
- この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 附 則
- この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則
- この細則は、平成24年1月11日から実施し、平成23年12月14日から適用する。
- 附 則
- この細則は、平成24年4月1日から実施する。
- 附 則 (平成25年3月29日規則第39号)
- この細則は、平成25年4月1日から実施する。
- 附 則
- この細則は、平成26年4月1日から実施する。
- 附 則 (平成26年10月8日一部改正)
- 1 この細則は、平成26年10月8日から実施する。
 - 2 この細則の実施後最初に委嘱される第3条第10号の委員の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。
- 附 則 (平成29年3月8日一部改正)
- この細則は、平成29年4月1日から実施する。
- 附 則 (平成29年7月12日一部改正)
- 1 この細則は、平成29年7月12日から実施する。ただし、第3条第1項第7号及び第5条第2項の規定は、
- 平成30年4月1日から実施する。
- 2 この細則の実施前に委嘱されている各学部等の点検・評価に係る組織の代表者の任期については、平成30年3月31日までとする。
- 3 国立大学法人秋田大学評価・IRセンター評価委員会専門部会要項（平成22年6月15日学長裁定第166号）は、廃止する。

評価・IRセンター所在地



令和2年3月発行
国立大学法人秋田大学評価・I Rセンター
〒010-8502 秋田県秋田市手形学園町1番1号
TEL:018-889-2937 FAX:018-889-2939
E-mail:sokikaku@jimu.akita-u.ac.jp



秋田大学評価・IRセンター

